

5 福祉等関係

ア 介護

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
介護保険給付業務におけるIT化の促進 （厚生労働省）	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施				（厚生労働省） 福祉保健医療情報ネットワーク（WAM-NE T）を通じて、介護保険のサービス事業者自らが空き情報等を直接入力し、公開することができることとしている。また、平成13年4月より携帯電話からサービス事業所の情報を検索・閲覧することが可能とされたところ。	
	b 介護サービスの利用者がWAM-NE T（福祉保健医療情報ネットワーク）等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施				（厚生労働省） 事業の種類、事業所の所在地等の都道府県が事業所を指定する際に提出されるサービス事業者に関する基本情報に加え、事業所自らが直接入力する追加情報等を福祉保健医療情報ネットワーク（WAM-NE T）を通じて利用者も直接アクセスができることとしている。また、平成13年4月より携帯電話からサービス事業所の情報を検索・閲覧することが可能とされたところ。	
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	検討	措置			（厚生労働省） 個人情報保護のための方策について措置を講じ、要介護者に関する情報の収集や分析について引き続き検討を行っている。	
痴呆性高齢者に対する介護 （厚生労働省）	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。	逐次実施				（厚生労働省） - 要介護認定における1次判定については、平成12年度に実施した高齢者介護の実態調査の結果を踏まえ、平成13年度に1次判定ソフト改訂版の案を作成したところである。 今後は、1次判定ソフト改訂版の円滑な導入に向けて、全国の市町村において試行的事業を実施する予定である。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			-	（厚生労働省） 高齢者痴呆介護研究センターにおいて、介護サービスの提供現場における痴呆介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を実施しているところ。
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談機会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護における介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。	措置				（厚生労働省） 高齢者痴呆介護研究センターにおける研究成果を踏まえた「痴呆介護指導者養成研修」の実施（全国3箇所のセンターにおいて各3回）、及び同研修を修了した指導者が各都道府県の施設職員等に対して行う「痴呆介護実務者研修」による全国的な研修体制を整備したところ。 また、関係団体の実施している、痴呆性高齢者を抱える家族等に対する電話相談事業や、家族支援の在り方に関する研究事業についても支援を行っているところ。
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方を講ずる。	措置				（厚生労働省） 平成13年度より、介護予防・生活支援事業のメニュー事業の一つとして、成年後見制度利用支援事業を設けたところであり、具体的な手続きに関する質疑応答集を自治体に通知（平成13年7月）するなど、国として必要な支援を行っているところ。
介護職の業務範囲等 （厚生労働省）	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。	検討	措置			（厚生労働省） 全国社会福祉協議会においてとりまとめられた、訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的事例等を、訪問介護の業務範囲を示した「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生省通知老計第10号）とともに、平成13年11月までに約2万部を各自治体を通じて配布したところ。

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要の訪問看護が提供されるよう努める。	逐次実施			(厚生労働省) 社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、訪問看護の介護報酬の検討の中で、報酬体系や人員配置などの制度についての審議を行っている。	
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させ、介護福祉士について登録の更新制度を導入するなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 介護福祉士については、介護福祉士養成施設の教育課程の見直しを平成12年度に実施したところであるが、介護福祉士国家試験についても、平成14年に実施する第14回試験から、出題数・試験時間数の増加、事例問題の導入等の改革を行い、その資質の向上を図ったところである。さらに、試験の透明性を高める観点から、出題基準・合格基準を作成・公表することについて現在検討しているところである。また、介護福祉士養成施設については、教員の資質を向上させ、質の高い介護福祉士の養成の確保を図る観点から、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の一部を改正する省令」（平成13年厚生労働省令第148号。平成13年7月13日公布。平成15年4月1日施行。）により、養成施設における専任の介護教員について、平成15年度から介護教員講習会の受講を必修化することとしたところである。 訪問介護員（ホームヘルパー）については、介護職の資質の向上を図る観点から、国としても、平成14年度から、現に活動している訪問介護員を対象としたテーマ別の技術向上研修等の予算措置を新たに行うなどの措置を講ずることとしている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特別養護老人ホーム等のホテルコストの在り方（厚生労働省）	施設サービスと在宅サービスの負担均衡を図り、競争の促進により介護サービスの質を向上させるために、特別養護老人ホーム等のホテルコストについて、入所者の居住性や低所得者への対応に配慮しつつ、見直しを検討する。		検討		（厚生労働省） 社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、ホテルコストの在り方についても、全室個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの介護報酬の検討の中で審議中。	
訪問介護の介護報酬における3類型の在り方等（厚生労働省）	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討する。		検討		（厚生労働省） 社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、訪問介護の介護報酬の検討の中で、3類型の在り方についても審議を行っている。 今後、平成14年7月を目途に介護報酬の骨格を設定し、平成15年1月に新単価の諮問・答申、同年4月に改定を行う予定にしている。	
	b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン（平成12年3月17日厚生省通知老計第10号）の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の励行など、その内容の一層の明確化を検討する。	逐次実施			（厚生労働省） 全国社会福祉協議会においてとりまとめられた訪問看護と訪問介護の具体的連携事例を、平成13年11月までに約2万部各自治体に対して配布しており、その際、当該報告書の中に改めて左記通知も記載しその周知を図った。 また、訪問介護計画については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成12年5月12日厚生省通知老発第479号）において、各都道府県が介護サービス事業所に対して行う指導監査の際の参考となる指針の中で留意事項として示しており、各都道府県の指導監査を通じてその適正化を図っている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等（厚生労働省）	訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。	逐次実施			（厚生労働省） 重要事項の説明については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成12年5月12日厚生省通知老発第479号）において、各都道府県が介護サービス事業所に対して行う指導監査の際の参考となる指針の中で留意事項として示しており、各都道府県の指導監査を通じてその周知及び徹底を図っている。	
利用者保護のための監視体制の構築（厚生労働省）	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。	逐次実施			（厚生労働省） 「介護保険施設等の指導監査について」（平成12年5月12日厚生省通知老発第479号）において、各都道府県が介護サービス事業者に対する指導監査を行う際の方法として、実地指導、書面指導、集団指導の定期的な指導についての指針等を示しており、また、必要に応じて技術的助言を行っている。	
サービスの質の向上のための取組（厚生労働省）	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	逐次実施			（厚生労働省） 平成12年度より「介護相談員派遣事業」を創設し、介護相談員が介護施設等を訪問して、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、現場で改善の途を探る各市町村における取組を支援しているところ。	
介護支援専門員の在り方（厚生労働省）	a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について不断の見直しを行う。	検討・措置			（厚生労働省） 老人保健健康増進等事業による「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方研究委員会」の報告書がとりまとめられたところであり、その報告を受け、平成14年度より、介護保険制度の運営にかかる知識・技能に関する「基礎研修」の充実を図るとともに、事例演習等を通じたより高度な「専門研修課程」の新設を行うこととしている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 平成14年度より、地域における介護支援専門員の支援体制強化対策として、市町村において、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行う「ケアマネジメントリーダー」の活動支援を行う場合や、都道府県において、ケアマネジメントリーダーの養成や相談窓口体制の整備などを行う場合に対する予算措置を行うこととしている。	
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討する。		検討		(厚生労働省) - 老人保健健康増進等事業による「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方検討委員会」や「居宅介護支援事業と介護支援専門員業務の実態に関する調査」などを通じて、介護支援専門員の業務の実態の把握に努めているところである。	
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討する。		検討		(厚生労働省) - 老人保健健康増進等事業による「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方検討委員会」や「居宅介護支援事業所と介護支援専門員業務の実態に関する調査」などを通じて、介護支援専門員の業務の実態の把握に努めているところである。	
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、十分な経済的基盤と人的資源を有する民間法人等が都道府県知事の許可を受けて運営できるよう検討する。	検討			(厚生労働省) 平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11月16日付けで関係通知を改正。また、同補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、14年1月付けで関連通達を見直し、新たに国庫補助対象に追加したところ。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
生活支援型の生活拠点の推進 （厚生労働省）	ケアハウスや高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討する。	検討			（厚生労働省） ケアハウス等の日常生活の支援機能を有する生活拠点の在り方について検討を行い、入居者からの利用料徴収について、以下のような整理を行った。有料老人ホームについては、現行の有料老人ホームの設置運営指導指針に基づき、引き続き利用料の徴収が適切に行われるよう指導していくこととし、ケアハウスについては、利用料の支払いについて、徴収可能な費用の範囲の明確化を図ることなどを内容とする関係通知の改正を平成14年1月30日付で発出済。また、生活支援ハウスについては、利用料上限についてケアハウスとの整合性を図る観点から所要の修正を行うことなどを内容とする通知を平成13年5月15日付で発出済。	
痴呆性高齢者グループホーム等の小規模な介護サービスの推進 （厚生労働省）	痴呆性高齢者グループホームのような小規模な介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする方向で検討する。	措置			（厚生労働省） 平成13年度より、NPO法人等が痴呆性高齢者グループホームの施設整備を行う場合についても財政支援を行うこととし、平成13年8月29日付で関係通知を発出したところ。	
介護ICカードの検討 （厚生労働省）	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度額管理を行えるよう、事業者間のデータの交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討する。	検討			（厚生労働省） 介護保険の被保険者証をICカード化して支給限度額等の管理システムを構築することは、支給限度額の確実な把握等を実現する上で大きな効果が期待できることから、現在、モデルシステムの構築に向けて検討を行っているところである。	

イ 保育

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公立保育所の民間委託 （厚生労働省）	都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	逐次実施			（厚生労働省） 地方公共団体が設置する保育所の運営業務を民間主体（NPO、株式会社等）へ委託可能であることの周知を実施（「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」平成13年3月30日付け児保第10号）。	
保育サービスの質の確保 （厚生労働省）	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを検討する。また、保育士の国家資格化についても、資格の在り方等を含め検討を行う。	〔前段〕 検討 〔後段〕 検討 （13年度以降）	〔前段〕 逐次実施		（厚生労働省） 保育士の研修内容等を「i-子育てネット」（ http://www.i-kosodate.net ）において情報提供中。 保育士の名称独占化等については平成13年11月の児童福祉法の改正により対応。（「児童福祉法の一部を改正する法律」平成13年11月30日法律第135号）	
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の緩和を検討する。	検討・措置			（厚生労働省） 短時間保育士の年度途中の配置に係る制限（保育士定数の2割以内）の撤廃を実施。（「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について」平成13年3月30日付け雇児保第218号） 上記の規制改革について、「待機児童ゼロ作戦の推進について」（平成13年9月6日付雇児保第35号）において、地方公共団体に対して周知徹底を図ったところ。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
保育の利用に係る制度 （厚生労働省）	<p>児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況等を踏まえながら、保護者が保育を希望する保育所に直接申し込み、当該保育所が保育の可否の審査・決定を行うことができる仕組みの導入の可否について検討する。</p> <p>また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育に係る公的負担の平準化を図るとともに、多様な事業者間の対等な競争の促進等を通じ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否について検討する。</p>	可否について長期的に検討			-	（厚生労働省） 平成9年度の児童福祉法の改正により、保育所の入所方式は利用者が希望する保育所を選択できる仕組みに改められたところであり、当面、この制度の定着を目指すこととしているところ。
保育サービスに係る情報提供体制の整備 （厚生労働省）	利用者による保育サービス事業者の的確な選択の促進に資するべく、提供される保育サービスに関する第三者による評価及びこれに係る情報提供の在り方について検討する。	検討	検討	検討（結論）		（厚生労働省） 「児童福祉施設当評価基準検討委員会」において、児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関して検討を重ね、最終報告書を取りまとめた。（平成14年3月） 平成14年4月に第三者評価の評価基準及び実施方法を示したガイドラインを策定する予定。
保育所の設置基準等 （厚生労働省）	調理室の在り方については、設置者の負担、離乳食やアレルギー等への配慮、安全・衛生面や栄養面での質の確保、調理、保存技術の進歩等を考慮し、平成10年の見直しの実施状況等も踏まえながら、例えば、食事を施設外で調理し搬入する選択肢を認めることの可否を含め、引き続き緩和を検討する。	可否等について必要に応じて検討			-	（厚生労働省） 平成10年4月から、中央児童福祉審議会保育部会の意見等を踏まえ、保育所内の調理室における委託調理が可能となるよう規制緩和したところであり、こうした見直しの実施状況等について十分検討した上で対応する必要がある。
夜間保育、休日保育の推進 （厚生労働省）	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	新エンゼルプラン（平成11年12月19日策定）に基づき、計画的に推進				（厚生労働省） 新エンゼルプラン（平成11年12月19日策定）に基づき計画的に推進。

ウ 障害者施策

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
<p>バリアフリー化等の推進 （警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）</p>	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。</p>	逐次実施			<p>（警察庁） バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の大型化等を推進している。</p> <p>（総務省、厚生労働省、経済産業省） インターネットを活用した各種情報の提供や、使いやすい機器・システム等の開発・普及の促進、バリアフリーなホームページ制作のための点検システムの開発を進め、実証実験を行ったほか、パソコン周辺機器等の購入費の一部を助成することなどにより、障害者の情報バリアフリー化を推進している。</p> <p>（国土交通省） 交通バリアフリー法に基づき、交通事業者等による公共交通機関のバリアフリー化及び駅等の旅客施設を中心とした地区において旅客施設、道路、信号機等のバリアフリー化を一体的に進めるための市町村による基本構想の作成を促進している。あわせて、公共交通機関について、各種整備指針を策定するとともに、旅客施設・車両等のバリアフリー化に対する支援措置を講じている。</p>	
<p>社会福祉事業の利用方式 （厚生労働省）</p>	<p>障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。</p>			<p>措置 （15年4月1日法律施行）</p>	<p>（厚生労働省） 平成12年6月7日に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律111号）が公布され、障害者福祉サービスについて、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み（支援費制度）が導入されることとなった。（平成15年4月1日施行）</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
障害者に係る欠格条項の見直し （関係府省）	<p>各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）に基づき見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>（厚生労働省関係の資格については、第151回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定）</p> <p>（自動車等の運転免許については、第151回国会に道路交通法の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定）</p> <p>（風俗営業の許可等については、第151回国会に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定）</p>	平成14年度までに所要の措置			<p>（内閣府）</p> <p>平成14年3月に、障害を欠格事由とする免許制度等を有する5省庁（警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）が所管する計8本の法律を一括し、第154回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出。</p> <p>（警察庁）</p> <p>自動車等の運転免許については、平成13年6月、道路交通法の一部を改正する法律を公布（平成14年6月1日施行）</p> <p>風俗営業の許可等については、平成13年6月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律を公布（平成13年7月20日施行）</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>平成13年6月29日に「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第87号）が公布され、厚生労働省所管の27本の法律、31の制度について、必要性の薄い欠格条項を廃止するとともに、絶対的欠格条項を相対的欠格条項に、障害者を特定した欠格条項を特定しない欠格条項に改正することにより、障害者に対して、その業務遂行能力に応じ、資格等を付与する形に改めた。（平成13年7月16日施行）</p> <p>（農林水産省）</p> <p>獣医師法及び家畜改良増殖法における障害者に係る欠格条項の見直しのため、関係法律の整備に関する一括法案を第154回国会に提出。</p>	

工 年金

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
厚生年金保険被保険者資格取得届等 （厚生労働省）	厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。	措置				（厚生労働省） 平成14年3月26日に「健康保健法施行規則等の一部を改正する省令」を公布、平成14年6月1日に施行。（平成14年厚生労働省令第32号）	
確定給付企業年金法の制定 （厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省）	確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。 （第151回国会に確定給付企業年金法案を提出）	法律案成立後公布	措置（施行）			平成13年6月15日に「確定給付企業年金法」を公布、平成14年4月1日に施行。（平成13年法律第50号）	
確定拠出年金の導入 （厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省）	老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。 （第150回国会に確定拠出年金法案を提出）	措置（法律案成立後公布・施行）				平成13年6月29日に「確定拠出年金法」を公布、同年10月1日に施行。（平成13年法律第88号）	